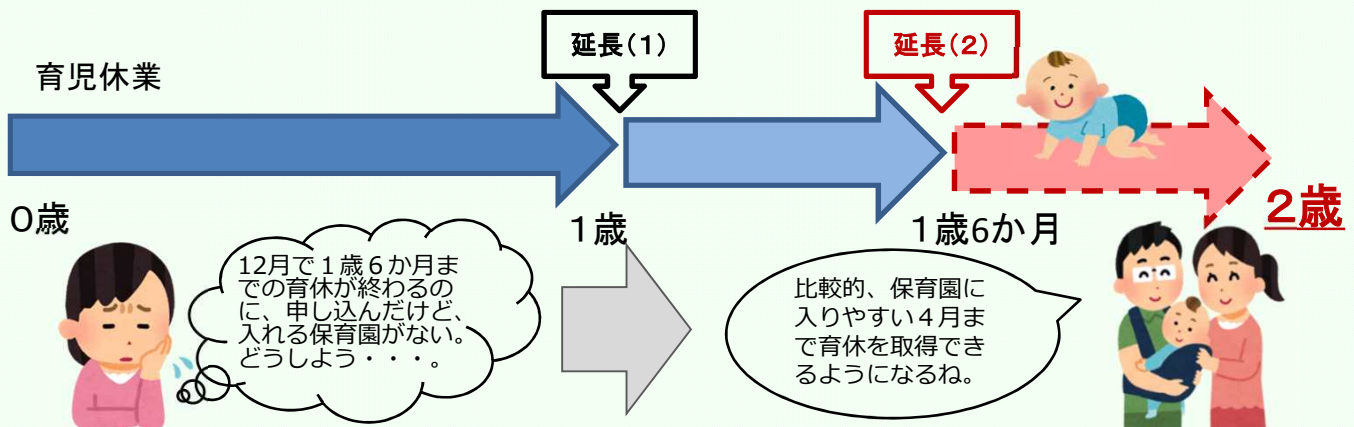


～ 平成29年10月1日施行 ～ 改正育児・介護休業法の概要

労働者が養育する子が認可保育園に入所できない場合等に、退職を余儀なくされる事態を防ぐこと等を目的として、育児・介護休業法が改正されます。改正内容は以下①～③のとおりです。

改正内容①：最長2歳まで育児休業の再延長が可能になります

- 育児休業は、原則として1歳の誕生日の前日までで労働者が希望する期間について取得できますが、1歳以降認可保育園に入れられない等の事情がある場合には、1歳6か月まで育児休業期間を延長することができます(下図「延長(1)」)。
- 改正法により、1歳6か月以降も認可保育園等に入れられない等の場合には、会社に申し出ることにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになります(下図「延長(2)」)。
- 延長する場合は、2週間前までに、事業主に書面により申し出ることとされています。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります(詳細はハローワークまで)。



改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業の制度などを知らせましょう(努力義務)

- 労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

改正内容③：育児目的休暇を導入しましょう(努力義務)

- 未就学児を育てながら働く労働者が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

【育児目的休暇の例】 配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



就業規則の規定例や制度の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ■

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、
東京労働局 雇用環境・均等部 指導課(03-3512-1611)へ

※育児休業給付金については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。